

公売財産明細書

売却区分 番号	1	見積価額	330,000円
		公売保証金	40,000円

財産の表示

(土地)

1 所在地 都留市鹿留字桑原
地番 1092番
地目 田
地積 283㎡

(土地)

2 所在地 都留市鹿留字桑原
地番 1093番
地目 田
地積 349㎡

(土地)

3 所在地 都留市鹿留字桑原
地番 1094番1
地目 畑
地積 345㎡

(土地)

4 所在地 都留市鹿留字桑原
地番 1095番
地目 田
地積 227㎡

以上 登記簿による表示

公売対象物件1、2、3、4は、国税徴収法第89条第3項に基づき一括換価の方法により公売を行う。

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - ・都市計画区域外
 - ・「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域内
 - ・埋蔵文化財包蔵地非該当
 - ・供給処理施設 水道：地域の水道組合が管轄 公共下水：なし
- 2 対象物件は、田と畑部分があり、畑の南西部分の約39m県道と接面しており、間口約39m、奥行約19m～21mとなっている。
高さはほぼ平坦であるが、田の境界において、約30cmの段差がある。形状は台形に近い形で、接道部分は県道より約2.5m低くなっており、ガードレールが設置されている。
また、畑には倉庫と資材置き場が設置されており、当該土地の附属物として取り扱うこととする。
- 3 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 4 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 5 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 6 対象物件は、農地法による「農地」に該当するため、入札の際に「買受適格証明書」の提出が必要である。買受適格証明書については、都留市農業委員会に申請すること。
なお、権利移転及び危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付後、権限を有する行政庁による許可があった時とする。
- 7 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 8 公共交通機関について
[最寄駅] 富士急行線「東桂駅」 北北西2.4km

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。